

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

岩手県 雫石町長殿 令和 年 月 日提出	給与支払者 〔特別徴収義務者〕	所在地	〒										特別徴収義務者番号						
		フリガナ											宛名番号						
		氏名又は名称											担連当絡者先	所属氏名					
		個人番号又は法人番号											電話	(内線)					

給与所得者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法				
	氏名																				
	生年月日	年 月 日																			
	個人番号																				
	受給者番号																				
	1月1日現在の住所																				
異動後の住所																					
		円										円		円		年 月 日		1. 退職 2. 転職 3. 死亡 4. 死 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 事由・理由		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

1. 特別徴収継続の場合															新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を									
新しい勤務先	特別徴収義務者指定番号											(新規)	法人番号					_____ 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。						
	所在地	〒										担当者連絡先	所属氏名						受給者番号					
	フリガナ											電話	内線 ()					納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	_____ 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要					
	氏名又は名称																							

2. 一括徴収の場合															左記の一括徴収した税額は、							
理由	右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)					_____ 月分 (翌月10日納入期限分) で				
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										月 日	円					納入します。				

3. 普通徴収の場合															※市町村記入欄	
理由	右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため														
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため														
3. 死亡による退職であるため																

給与所得者異動届出書について

1. 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

- (1) 納税者（別添の税額通知書）のなかで、退職・転勤等の理由により給与の支払いを受けなくなった場合には必ず特別徴収にかかる給与所得者異動届出書を異動の発生した月の翌月10日までに提出してください。（※異動手続きをスムーズに行うため、可能な限り、異動のあった月の月末までに当該届出書の提出をお願いします。）
- (2) 納税者が転勤等の異動により新勤務先において引き続き特別徴収をするときは所要事項を記載して直ちに新勤務先へ回付し、新勤務先は所要事項を記載後、速やかに零石町長あてに送付してください。
- (3) この届出が遅れますと、町の事務処理が遅れるばかりでなく納入された金額と課税額が一致しないため差額が生じ、貴事業所の滞納額として督促状が発せられたり滞納処分を受けたりする場合があります。
また、退職者も未徴収税額について一度に多くの税額を納めていただくこととなりますので、事由の発生した都度に提出されるよう特にご注意ください。

2. 給与支払報告にかかる給与所得者異動届出書

令和4年1月1日現在で給与の支払いを受けている人の給与支払報告書を提出していただいておりますが、その中で令和4年4月1日現在給与の支払いを受けなくなった人がある場合は、速やかに給与支払報告にかかる異動届出書を提出してください。

3. 記載要領

- ・「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記入する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- ・「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

- ・「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- ・「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- ・「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- ・「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- ・「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄には、次の要領により記載してください。
 - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
 - (2) 退職後5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに、「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
 - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）
- ・「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、特別徴収義務者指定番号を記入してください。これまでに雫石町長から指定されたことがない場合にあつては、「新規」を○で囲んでください。
- ・「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
- ・「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。